

電子契約サービス導入に伴う事業者説明会における質問への回答

No.	質問内容	回答
1	クラウドサインとの契約は事前に必要でしょうか。契約しなくても電子契約は可能でしょうか。	東京都との電子契約において、事業者の皆様はクラウドサインとの契約は必要ありません。
2	着手書類・完了届・請求書等も電子契約で提出可能でしょうか。	電子調達システム及び電子契約サービスを利用して着手書類等を提出することはできません（契約書及び契約に付随する書類の取り扱いのみ）。 事業者の皆様からご提出いただく着手書類等の電子化については、東京都において、「契約・支出関連事務のデジタル化」として別途検討が進められています。 （参考）東京都シン・トセイホームページ https://shintosei.metro.tokyo.lg.jp/2021_1q_cp6/#contract
3	大容量となる50MBを超える案件は対象外と記載がありますが、契約書に含まれる仕様書等には、設計図書は含まれますでしょうか。	設計図書も含まれます。
4	事業者説明会で投影した資料を共有していただくことは可能でしょうか。	以下のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。 ○東京都電子調達システムトップページ「契約制度・契約部署からのお知らせ」 令和5年9月13日付 https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp ○東京都財務局ホームページ「電子契約サービスのご案内」 https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html
5	契約担当者事前登録欄の表示は令和5年10月2日からはなりますか	契約担当者の事前登録は、令和5年9月15日（金）から可能です。
6	契約担当者の登録はいつからできますか。	契約担当者の事前登録は、令和5年9月15日（金）から可能です。
7	承認（確認同意）者は会社の代表でなければならないでしょうか。	承認（確認同意）者には、契約締結権限を有する者（具体的には代表権を有する者等）、又は、契約締結権限を有する者より契約締結権限を委任された者（通常は代理人等の管理者を想定しています。）を指定してください。
8	承認（確認同意）者を登録した全員の承認がなければいけないでしょうか。	承認（確認同意）者を複数指定した場合、電子契約を締結するためには、承認者全員の承認が必要です。 承認の途中において、何らかの事情により、承認者が承認を行えない場合は、東京都の契約担当部署までご連絡ください。
9	承認（確認同意）者は一人だけでも良いでしょうか。	承認（確認同意）者は1名のみでも設定可能です。
10	承認（確認同意）者を2名設定した場合は2名の承認が必要なのか、もしくはどちらかの承認でよいのでしょうか。	承認（確認同意）者を2名設定した場合は、2名の承認が必要です。
11	確認同意者は最低2人いればいいのでしょうか。	確認同意（承認）者は、1名以上必要です。
12	契約担当者は最低何人必要ですか。	契約担当者のうち確認同意（承認）者は1名以上必要です。共有者の設定は任意です。
13	契約確認者＝契約事務担当、確認同意者＝契約締結権限者（代表、代表から委任された支店長等）という認識でよろしいでしょうか。	契約確認者という役割はございません。契約事務担当者であっても、確認同意を行う場合は確認同意者となります。確認同意者＝契約締結権限者についてはご認識のとおりです。
14	共有者は必ず登録しなければならないでしょうか。	共有者の指定は任意です。

No.	質問内容	回答
15	認証担当者については、各案件ごとに毎回行うこととなりますか。	「契約担当者事前登録」におけるメールアドレス認証は、1回のみ実施します。「契約手続情報登録」では、認証済みの契約担当者から、当該案件の契約担当者を指定します。
16	契約書等の書類は確認同意者の各々がダウンロードできるのでしょうか？	契約書類はすべての確認同意（承認）者及び共有者に送付されます。
17	電子契約は、土日や夜間・早朝も可能ですか。	電子契約サービスの操作は、土日、夜間及び早朝にも可能です。ただし、契約を確定する操作は、東京都職員による最終承認が必要です。
18	電子契約導入にあたっての推奨ブラウザ上での設定の必要はありますか。	推奨環境については、次のホームページをご確認ください。 ○東京都電子調達システムホームページ https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp [トップページ] - [事前準備] - [パソコンの設定] ○電子契約サービス（クラウドサイン）ホームページ https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393
19	契約担当者事前登録は契約案件ごとに変更は可能でしょうか。もしくは変更不可でしょうか。	「契約担当者事前登録」は、契約担当者の候補者を事前に登録する機能です。「契約手続情報登録」において、案件ごとに契約担当者を指定します。案件ごとに異なった契約担当者を事前登録した中から指定することも可能です。
20	開札時の内訳確認のための都庁来庁は要らなくなるのでしょうか。	内訳確認の対応方法については、当該案件の契約又は起工部署にお問い合わせください。
21	事業者側の確認同意者に契約締結権限があるか、別途書面などを求めているのでしょうか。	書面等の提出は求めません。
22	都側で確認同意をする方のメールアドレスは個人が特定されないようなものになるのでしょうか。	東京都電子調達システムにおける契約では、電子契約に使用するメールアドレスについて、東京都側は組織単位のメールアドレスを使用しますので、原則として個人のメールアドレスは使用しません。
23	電子契約対象工事には、「09給排水衛生工事」「10空調工事」は含まれますか。含まれないのであれば、いつ頃から対象になりますか。	電子契約の対象拡大については、段階的に行うことを予定しております。具体的な内容等については、随時、ご案内させていただきます。
24	水道局、下水道局での実施予定はありますか。	公営企業局での電子契約の実施については、現時点では未定です。対象を拡大する場合には別途お知らせいたします。
25	落札後の請負契約書は、一番上位の担当者からのみの送付になりますか？	電子署名を付与した契約書類は、すべての確認同意（承認）者及び共有者に送付されます。
26	電子契約上の契約確定日が鑑にあたるページにないことから、金融機関に提出する際の契約根拠がわかりづらい。別の用紙が必要になることを改善してほしい。	現時点では、合意締結証明書の送付を起工部署にご依頼ください。改善要望については、今後検討を行ってまいります。
27	契約確定日が契約書に記載されないため、第三者に契約書を提出する際、契約書の確定日がわかるプロパティ画面を提出しなくてはならない気がします（第三者とは、資金調達のための銀行等の提出先）。「契約確定」がされた日を契約書に記載できないのでしょうか。	契約確定日の確認について、紙での提出を求められる場合については、申し訳ありませんが、現時点では合意締結証明書を起工部署に請求してください。
28	確認同意を待ったら業務が間に合わなくなる可能性があります。契約締結の日付の遡りがありますでしょうか。	契約締結日の遡及適用（いわゆるバックデート）は行いませんので、契約部署と事前に調整の上、契約確定日に遅れが生じないように適切にご対応ください。
29	契約確定日が履行開始日より後になることもありうると思いますが、そのギャップを埋める文言などは契約書に記載されているのでしょうか	契約締結日の遡及適用（いわゆるバックデート）は行いませんので、契約部署と事前に調整の上、契約確定日に遅れが生じないように適切にご対応ください。